# 平成21年度

# 包括外部監査の結果報告書

補助金の事務 (市町村との連携を中心とする) について

概要版

概要版は、奈良県監査委員事務局において「包括外部監査の結果報告書 第3 監査の結果及び意見 【1】総括」を抜粋し、体裁を整えたものである。

#### 1. 監査の進め方

- 補助金行政では、交付等の事務において県のみで完結せずに市町村との協同が求められるケースも多く、市町村との連携が重要である。
- 一方で、県内市町村の財政状態は全国の市町村と比較しても厳しい状況にある。
- これらから、県内市町村の財政力、取り組み姿勢などにより、団体/個人等が受けられるべき補助金が受けられないケースが出てくるのではないかという思いから 監査に着手した。
- 本監査にあたっては、県あるいは国が補助金の制度設計を行う際に、地域の実情に即して補助要件を設定しているか否かについても留意した。これは一部の市町村にとって補助金の使い勝手が悪く、利用しにくい制度になっていれば、利用できる地域と利用できない地域が生じることになり、補助金の公平性が阻害されることとなり問題となるからである。ただし、本監査は県に対する監査であるため、国あるいは市町村に公平性を阻害する原因があったとしても、直接的に言及する立場にはない。
- しかしながら、これらの事実があれば、県として国に対する働きかけや市町村に 対する指導が必要であり、これらが十分になされているか否かを検討することは有 意義であると考える。
- 補助金の実態把握のために、県における関係者との議論や県において入手できる 資料の分析に止まらず、必要に応じて特定の市町村にも訪問し、意見交換を実施し た。

### 2. 補助金の全体分析

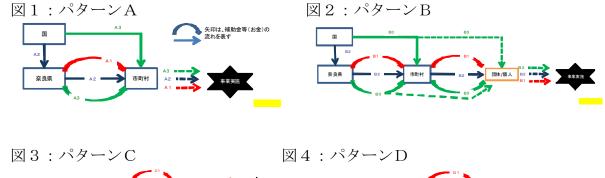
○ 補助金の仕組みをパターン化し、分類整理を行った。

「パターンA」市町村が事業主体の補助金

「パターンB]団体/個人が事業主体の補助金

「パターンC]団体/個人が事業主体だが、交付決定に市町村が関与する補助金

「パターンD] 団体/個人が事業主体だが、市町村が関与しない補助金



- 県の補助金22,424百万円(10百万円以上集計)のうち、交付等に市町村との連携が必要とされるものは7,595百万円であり、県の補助金行政のおよそ3分の1は市町村の関与があることが確認できた。
- 市町村と協同して外部の団体/個人へ補助するパターンB及びC(合計2,480百万円)よりも、市町村が自ら行う事業に補助するパターンA(6,810百万円)の方が多かった。補助金は、公益上必要な必要と認めた場合に限り行うことができる金銭交付であり、どちらかといえば行政から民間へとの印象を持っていたため、この結果は意外であった。
- 市町村が自ら行う事業への補助 (パターンA) が多いのは、補助金には政策誘導の機能があるとしても、国・県・市町村の財源と役割のバランスに問題があるのではないかと感じた。
- 市町村と連携が必要である補助金を国の関与の有無で分類すると、関与のない 1型(3,079百万円)よりも、関与のある2型及び3型(合計6,211百万円)の方 が多く、県が単独で創設した補助金よりも、国の制度にのっとった補助金が多か った。これは県などの地方公共団体が設計した独自の補助金制度でも、有効性・ 効率性に秀でており、かつ他の地方公共団体においても有用であると判断した場 合は、国が国の補助金制度として取り込み、国も財政的な支援を行ってきた経緯 によるところも大きいと考えられる。

## 3. 監査の結果

- 本監査においては、市町村の財政力、取り組み姿勢によって、県の補助金の公平 性が阻害されていないか、実情に即した制度になっておらず十分な利用がされてい ない補助金がないかという2つの視点から補助金を検討することにした。
- 検討対象とする補助金を金額や所管部局等で限定することなく、県全体の補助金 を対象とすることにしたために、結果として2つの視点に特化した監査となった。
- 監査を通じて、法令違反あるいは著しい不合理等「監査の結果」として記載すべき事項は発見されなかった。

#### 4. 総括意見

#### (1) 団体/個人が実施する事業への補助金について

- 以下のような事例が見受けられた。
  - ・ 補助要件を満たす団体/個人から申請があったが、市町村の財政状況等の事情により補助金が採択されない事例(病院群輪番制病院設備費補助金[No. 394])
  - ・ 団体/個人が補助金制度を活用できなかった事例(奈良県人にやさしい鉄道 事業[No. 178])
  - ・ 補助制度自体が設けられていない事例 (奈良県浄化槽設置事業補助金[No. 50 2])
- 市町村の財政状況に余裕がないことにより、市町村からの補助が受けられない としても、補助金の仕組み上、国あるいは県によって予算化されている、又は、

予算化を期待することが可能な補助部分まで交付されない状況は、公平性の観点 から問題があると考える。特に県民(市町村民)の生命等にかかわる重要なもの であれば、なおさら看過することはできない。

- 他方で、特定の市町村で市町村の財政状況等の都合により、補助がなされていないからといって、県が安易に本来市町村の負担すべき部分まで負担するような形で解決を図ると、既に自らが負担すべき部分を負担して補助を実行している市町村との間で公平性の問題が生じ、さらには市町村として果たすべき役割を果たさなくても、最後は県が助けてくれるといった誤った考えを助長し、モラルハザードを引き起こしかねない。
- したがって、市町村の状況を見極めた上で、当該市町村が自助努力を重ねてもなお、財政基盤が弱く財源が十分でないために外部の団体/個人への補助ができないのであれば、居住する市町村によって補助が受けられない団体/個人が出てくるという不公平を解消するために、自主的な事業推進を目指して努力する市町村に対する応援は行うなど透明性のある仕組み(例えば、市町村に対する一時的な資金援助制度等を構築し支援する)が必要であると考える。

# (2) 市町村が実施する事業への補助金について

- ① 県と市町村とのコミュニケーション強化
  - ・ 市町村との連携が必要な補助金について、市町村に訪問し意見交換を行った ところ、県と市町村とのコミュニケーションはおおむね良好であるとの印象を 受けた。また、多くの補助金については、県は市町村に対して、必要な情報提 供及び協議を行っており、市町村も必要に応じて、県に相談して、指導を受け ているとの印象を受けた。
  - ・ しかしながら、県の担当者に対してもう少し補助の現場に足を運ぶことを期待する事例(国保直営診療所整備補助金(国庫分)[No. 300])や、県と市町村間で期待ギャップが生じるなど、両者の認識のずれが垣間見える事例(市町村地域生活支援事業費補助金[No. 225]、健康増進事業費補助金[No. 436])もみられた。
  - ・ 県は、市町村との間で、互いの役割分担等について再度認識を共有して、より適切かつ効率的にそして公平に補助金行政を行うために、市町村とのコミュニケーションを強化する必要があると考える。

#### ② 更なる指導的機能の発揮

- ・ 県が住民に対する公共サービス提供等の市町村実施事業に対して補助を行う としても、事業の実施主体は当然に市町村であり、市民のニーズの把握や事業 実施における手法・規模等の決定は一義的には市町村の役割である。
- ・ しかしながら、すべての市町村が十分なニーズ把握や、最良の方法で事業を 実施できているとは限らない。実際に、事業の充実に向けて、県及び市町村相 互間で成功事例に関する情報交換や協議を行うことができる場を設けるなど、 県が指導的機能を発揮すべき余地があると思われる事例(放課後児童健全育成 事業費補助金[No. 325/340]、地域子育て支援拠点事業費補助[No. 360]、一時保

育事業費補助[No. 356]など)がみられた。

- ・ 県は、事業の実施主体が市町村である補助金に対しても、より積極的に指導 的機能を発揮できるように努める必要がある。
- ③ 国が制度設計した補助金に対する県の役割
  - ・ 国が制度設計した補助金には、全国で一律の運用が求められること、支出規模が大きく自らの財政負担の大きなところへの財政支援を優先していること等から、補助対象とする事業の規模要件が高めに設定されているものが多い。
  - ・ こうなると、実施する事業の規模によって、補助金を受けられる市町村と受けられない市町村が生じることとなり、公平であるとはいえない。この課題に対して、国の設計した補助金を補完するような県単独補助金を設けているもの(奈良県人にやさしい鉄道整備事業補助金[No. 178]に対する補完)もみられた。
  - ・ しかしながら、規模要件から漏れたまま、市町村財源のみで事業を実施している事例(放課後児童健全育成事業費補助金[No. 325/340]、地域子育て支援拠点事業費補助[No. 360]、一時保育事業費補助[No. 356]など)も散見された。
  - ・ 県は、特に優先度が高いと判断する事業については、国が設定した要件から、 小規模を理由として補助金を受けられない市町村に対して、県単独での何らか の支援を検討する必要がある。
- ④ 市町村への支援の強化
  - ・ 小規模市町村においては、職員の絶対的な人数は少ないが、基礎自治体として住民に提供する公共サービスの種類は普遍であるため、職員一人当たりが従事する事業の種類が多くならざるを得ない。
  - ・ また単独で完結する事業は少なく、補完あるいは関連する事業が存在する場合が多いため、自市町村内の職員間での連携を密にする必要がある。
  - ・ ところが、多種にわたる自己の業務をこなすだけで手一杯であり、十分な連携を行う余裕がなく、効率的かつ効果的に事業を実施できていないケースがあるのではないかとの印象を受けた。
  - ・ 県としてもこれらの状況を認識しており、補助金の対象としている市町村事業に関して、県と市町村とのコミュニケーション強化や市町村内での連携強化のための支援を行っている事例(健康増進事業費補助金[No. 436])もあった。
  - ・ 県はリーダーシップを発揮して市町村への支援の強化に努める必要があるが、小規模市町村への支援に限界があるのであれば、これらの事業については、 市町村単独で実施するのではなく、近隣市町村と連携して実施するように指導することも視野に入れて考える必要がある。
- ⑤ 補助金行政に関する国への働きかけ
  - ・ 国の関与のある補助金は多く、県の負担がなくても補助金の交付が県を通じて行われる事例(国保直営診療所整備補助金(国庫分)[No. 300])もみられた。 市町村が行う事業への補助をより充実させるためにも、県に対して、市町村との調整及び地域の実情を把握することが期待されているものと思われる。
  - ・ 県としては、これまでも十分に市町村を通じて地域の実情を把握し、市町村 からの要望も取りまとめ、国と協議してきたとのことである。この成果として、

これまで県の単独補助金であったものに対して、国の財政的関与を引き出した 事例もみられた(地域ふれあい活動体験事業補助金[No. 1036])。

- ・ したがって、今後も継続して、県が地域の事情を把握し、必要に応じて国に 対する要望を取りまとめ、協議することに期待したい。
- ⑥ 補助金に関するわかりやすい情報開示
  - ・ 国及び県からの補助の対象となる市町村事業であっても、実施していない市町村があったり、実施するにしてもその事業規模に差がある事例(放課後児童健全育成事業費補助金[No. 325/340]、地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金[No. 1035]、地域ふれあい活動体験事業補助金[No. 1036]など)が多数みられた。
  - ・ これらの事業の直接的な受益者は、当該市町村に居住する市町村民であるが、 市町村による事業であるため、市町村の財政力が必然的に影響する。市町村は 限られた財源の中で事業に優先順位をつけ、事業を実施するか否か、実施する ならばどのように行うかを決定している。つまり、市町村での事業採択の政策 決定は議会を通じた住民の意見の表れであり、県としてもこの市町村自治を基 本的には尊重すべきである。
  - ・ しかしながら、補助金の制度が複雑であり、かつ多様であるため、その前提 となる補助金に関する情報が市町村民に十分に伝わっているか否かについては 疑問がある。
  - ・ 県は、複雑な補助金制度について、例えば、県内市町村での活用状況を比較 して説明するなど、県民に対して分かりやすい形で情報提供を行っていく必要 がある。